

<福島町議会の実践的改革>

「行政・議会・自分(議員)の常識」

に疑いを持つことから

北海道福島町議会議長 溝部幸基

人口減少率全国 9 位の衝撃

昨年 12 月、厚生労働省人口問題研究所が、2035 年の推計人口を発表した。地元紙に「福島町減少率全国 9 位」(△60.6 % : 2,322 人)の記事が載り町中におおきな衝撃が走った。人口のピークは、昭和 31 年で 13,968 人(1 世帯 6 人)。平成 20 年度の人口異動状況は、「転入 168 人・転出 257 人・出生 11 人・死亡 73 人」と前年比 151 人減の 5,398 人(1 世帯 2.2 人)、20 歳未満が 659 人(12.2%)、65 歳以上の高齢者が 1,927 人(35.7%)と過疎少子高齢化が進んでいる。現実、前回の予測を上回るハイペースで過疎化が進行しており、このままでは、今回の予測を間違いなくクリア？してしまうことが解る。

大きな要因は、少子化・中央集権・経済構造等々、地方にとっては、如何ともしがたい問題にあると思いますが、「将来に夢と希望を！」と町づくりの中心的立場で牽引してきた行政・議会の結果責任は大きい。何もしてこなかった訳ではないが、結果としては、そう言われても仕方がない実態だ。

「公共事業・補助金の獲得」が行政手腕のバロメーターと中央陳情に迷走し、遠回りをしてでも、着実にしっかりと地に足をつけ、身の丈に合った町づくりに挑戦してこなかった。安易なその場しのぎの対処療法は、町民の気力も、自律意識も削いでしまう結果となってしまった。本来の役割であるチェック機能を発揮できず、結果的にそれを追認してきた議会の責任も重い。

「開かれた議会」づくり

議長に就任した平成 11 年から「開かれた議会」を目標に議会改革に取り組んできました。

改革の視点の 1 点目は、二代表制としての議会の役割は何なのか、議会の主役は議員であることをしっかりと自覚し、従来の行政依存・追認の議会活動から脱皮し、主体性を持って議会の意思決定をするにはどうしなければならないかという視点。

- ・行政の諮問機関から議員撤退(制度で議員の参加が決められている、都市計画審議会・民生委員推選委員会・青少年問題協議会以外)
- ・事前協議(全員協)の原則中止(開催の際は、本会議場でビデオを入れ、傍聴を認める。)
- ・不当要求行為の防止条例制定(「公職にある者等からの働きかけの取り扱いの方針」を議会決議→「町政への働きかけの取り扱いに関する要綱」を行政側が策定→議会



北海道福島町議会

議長 溝部幸基
みぞ べ こう き



横綱の里・北海道福島町



福島町議会

〒049-1312
北海道松前郡福島町
字福島820番地

TEL 0139(47)2215
FAX (47)4002

【議会HP】
<http://www.gikai-fukushima-hokkaido.jp/>
E-mail gikai@town.fukushima.hokkaido.jp

【溝部HP】
my-URL <http://www3.plala.or.jp/kouki-hp/>
my-email kouki.mebrown.plala.or.jp



が防止条例を提案。政治倫理基準の遵守を謳っている。)

- ・議長から改革情報の発信(年頭所感、定例会開会挨拶、懇談会)

2 点目は、4 年に一度議員を選挙する住民の意向を行政に反映させるための住民参画で、議会活動を住民によく理解してもらうために情報を共有するという住民の側に立った視点。

- ・会議の原則公開(情報共有、傍聴機会の拡充)
- ・取締る→歓迎する傍聴規則(議員を選んだ住民を取締る規則でよいのか。写真・ビデオ撮影を認める。子供(幼児)の傍聴も認める。)
- ・傍聴者への議案(資料)配布(議員と同じ資料を提供し審議内容が解りやすくした。)
- ・住民懇談会の積極開催(情報の共有、住民意見をしっかり聴取し行政へ反映。)
- ・選挙公報の発行(候補者 1 人 800 枚の選挙用はがきを申し合わせで止め、候補者全員の公約を掲載し全戸配布。経費節減となる。)
- ・議会、議員の評価制度導入(議会・議員の活動を知っていただく。1 年の活動を振り返り問題点を整理し、総括的な反省を踏まえて次年度の目標設定をする。)
- ・夜間休日議会の開催(3 月議会の夜間議会で一般質問。初議会を土曜日開催。)
- ・議会単独ホームページ開設(町 HP の議会コーナーからスタート→議会コーナーの内容充実により容量が全体の 2 分の一を超える状態。→議会単独開設→町 HP も充実)
- ・議員研修会(講演会)への住民参加(情報を共有し、議会活動を知っていただく。)

3 点目は、地方分権改革、三位一体改革、市町村合併推進等々、国全体が大きく変動している社会情勢の中で保守的な議会・行政といえども、変わっていかなければならないという視点。

この三つの視点で、全国の先進事例を参考にしながら「気がついたことから・できることから」を合言葉に現行法でできるものから順次取り組んできました。

町政の「計画・執行」と町民に見えやすい部分を担当する行政に比べ、「決定・監視」する議会の活動は、町民に見えづらく、解りづらい仕組みになっている。歓迎する傍聴規則、議会だより・議会単独ホームページの開設・会議録・録画映像の貸出し・懇談会と情報共有するための努力はしてきたつもりであるがあまり成果は見えず、依然としてこちらが思うほど議会や議員のことがよく理解されていない現況です。

調査段階での討議による議会の意思の反映は多くの場面でありました。

- ・公共下水道計画の中止(総事業費 130 億・起債 50 億、基本計画作成後中止)
- ・温泉ホテル構想の中止(町営で宿泊 100 人規模。計画段階で議会調査を経て中止)
- ・財務システム更新でのプレゼンテーション実施(約 4,000 万円コスト削減)
- ・選挙の平日投票(170 万人件費削減、選挙期間に土・日を挟む、期日前投票の徹底)
- ・予算説明書の様式改善(項毎の割付を改善し空白欄を最少に、120P 削減)
- ・町づくり基本条例早期制定(一般質問・所管調査、年頭所感等で策定を促がす)
- ・情報公開の充実(議会 HP の先行充実により、町 HP も充実してきた)
- ・火葬場建設費の抑制等(常任委の所管調査から特別委設置、規模縮小 1.1 億削減)
- ・合併問題の対応(任意合併協議会の段階から特別委設置、合併破綻後に議会主催で住民説明会を開催：破綻に至る経過、議会の判断、議会改革等説明し意見交換)等

いずれの段階でも、行政が町民に向かって、議会のお陰でこれだけ節減されました、良くなりましたと話(説明)したことはありませんでした。

隣町との合併をせず、自立の道を選択、厳しい状況の中で財政破綻を回避することに一定の役割を果たしてきたと思います。しかし、提案に対し、町民に解るよう議会が主体性を持ちはっきりと対論・修正案等を示すことが少なかったとも思います。

- ・教育委員不同意（教育長他1名）
- ・機構改革案の否決等

「議会が無くなって困りますか」「議員はなぜ必要なのか」と問われて明解に答えられる議員はどれだけいるだろうか。「報酬を下げろ」、「定数を減らせ」、「無くしてしまえ」との声もあります。「見えない議会」「議会活動が実感できない」状況は、並大抵の努力では払拭できません。

改革への思いを込めて

平成19年6月、改選を前に総括的な議会報告を兼ねた町民懇談会を開催。「開かれた議会づくり」の課題と合わせて、平成21年度議会基本条例施行に向けて19項目のタイムスケジュールを示した。改選後の初議会(平成19年9月1日(土))では、議長・副議長を志す者が所信を述べる機会(所信表明)を設定、本会議を休憩し全員協議会の形で実施しました。

「開かれた議会づくり」をさらに進め、「町民が実感できる政策を提言する議会」を目指すことを強く訴えました。新たな議会構成の中で、議会基本条例制定に向けての課題・工程を再確認し、議会運営委員会を中心に精力的に作業を進めてまいりました。

議会基本条例の前文では、「開かれた議会」づくりの集大成として、決してこの改革を後退させてはならないとの強い思いが込められており、合議制の議会と独任制の町長が緊張関係を維持しながら、政策をめぐる立案・決定・執行・評価(監視)における論点・争点を明確にし、善政を競い合うとして、改革の3つの視点を忘れることなく、不断の努力を続けることを約束しております。

善政のイメージは、まず、行政を追認してきた今までの議会活動について、全てを否定する訳ではありませんが、「結果責任」としてしっかり認識し反省することだと思います。その上で、議会として、議員としてしっかりと「役割分担」する事を意識し、町の未来を展望し、未来へ挑戦する「協働の町づくり」へと行動(議会活動)する事と考えております。

基本条例を作ることが目的ではありません、町づくり基本条例と議会基本条例の目的達成のための実行課題は、「住民・議会・行政の協働」です。両基本条例の実践で過去の手法を反省し、如何に住民の意識を高め、単なる受け身の参加から積極・能動的な参画・協働へ結び付けることができるかが重要です。そのための役割分担を実践していく実行計画を示す事が大切になります。

(目的達成のための実践目標 — 「あるべき議会像」 —)

①わかりやすく町民が参画する議会

- ・すべての会議を原則公開(本会議、委員会、全員協議会等)
- ・議会への参画を奨励する規則(議員を選挙する住民も協働で町づくりに参画する機会と位置付ける)
- ・議会報告会の開催(言いつばなし、聞きつばなしの非公式な従来の懇談会から、広報広聴常任委員会の正式な調査活動として位置付ける。)

- ・議会白書の公表(「開かれた議会づくり」として時系列に整理してきた内容を精査し白書として公表。年間の議会活動、議会・議員の評価、政務調査報告等)
- ・「議会・議員評価」の義務化(努力規定としてきたが、行政評価を議会が評価することから、自らの評価を義務化した。)
- ・採決態度公表(会議録で採決態度が分かるよう議長口述を変更。少数意見確認、議会だよりでの公表)
- ・政務調査費の公表(領収書を全て添付した報告書の提出を義務付け、議会 HP で公表。)
- ・議長、副議長選の所信表明(初議会の本会議で実施。運営基準で議事日程に組込む。)

②しっかりと討議する議会

「討議」とは、議員間、行政と議員は勿論であります、住民との討議をしっかりとすることが重要であり、そのための機会を積極的に提供していかなければなりません。

- ・主体的、機動的な議員活動をする通年議会(会期を会議条例で会計年度とし、町長の「告示、召集」行為を削除。会期に制約されてきた議会活動を現実の範囲と捉える。)
- ・委員外議員制度活用(定数削減を補い、議員の主体的な活動を促し、常任委員会活動の活発な展開を期待。)
- ・質疑(質問)の回数・時間制限撤廃(一般質問の通告→答弁書提出を条例に明記。)
- ・町長等の反問制度(反問から討議へ展開していくことを期待。)
- ・適正な議員定数、議員歳費の決定(適正な標準を住民に示し合意形成を図る。)
- ・自由討議による合意形成(討議により議会の意思を一定の方向にまとめ行政に示す。)
- ・傍聴者の討議参加(常任委で試行し、本会議での実施を目指す。)

③町民が実感できる政策を提言する議会

- ・善政競争による政策提言(単なる質疑、質問から提言型の討議により善政を競う議会。)
- ・政策形成過程の資料提出(資料の提出を義務化。)
- ・議決事件の拡大(11 計画：議会も責任を分担。)
- ・行政(事務、事業)評価の実施(決算審査資料と合わせて提出、議会として評価。)
- ・付属機関の設置(必要に応じて設置。：定数、歳費、基本条例の実行計画等の諮問。)

政策提言への挑戦

福島町の第 4 次総合開発計画は、合併・財政問題を抱えながら、平成 18 年度にスタート。平成 22 年度から後期計画(～26 年度)を施行すべく現在計画の見直しを進めている。

今年度から町づくり基本条例・議会基本条例が施行され、二元代表制としての議会の役割をしっかりと認識し、「立案・決定・執行・監視(評価)」それぞれの段階における「論点・争点」を明確にしていく事を謳いました。

総合開発計画への提言は、「町民が実感できる政策を提言する議会」を目指す議会の具現化に向けた初めての取り組みとなりました。

現行計画時からの状況(背景)変化を考慮し、重点目標である「雇用を支える産業の活性化と掘り起こし」、「情報の共有と町を支え・育てる人づくり」をテーマとし、2 つの常任委員会で所管調査を実施、関係団体等の意見聴取(交換)を経て、各議員の具体的な施策を

踏まえた意見を両委員会の調査意見として集約し、全員協議会での議論を経て提言書として町長に提出しました。

合わせて、平成 22 年度からの本格導入を目指して専門機関に委託検討している行政(事務事業)評価について、試行的に評価を示した 3 事業(・健康横綱応援プロジェクト事業・町営住宅建替事業・産業活性化サポート事業)について、試行的に議員個々の評価(質的・量的・現状と今後の方向性)を集計し、議会としての評価を提出しました。

議会評価で課題としておりましたインターネットでの議会映像配信システムについては、現在、設備工事が完了し、12 月本格配信に向けて準備中です。本会議場で開催される会議(本会議・特別委員会・全員協議会等)については、ライブ中継する事となりますし、委員会室についても録画が可能となり、出先(移動先)での会議、行政側の各種会議、その他の行事についても録画配信(オンデマンド)が可能となります。

住民への議会・行政の情報発信がさらに充実し、単なる情報共有から立案・決定・執行・監視(評価)のあらゆる段階で、住民・議会・行政が一体となる「協働の町づくり」の内容(質)が問われることとなります。そのことを議会・議員としても強く意識しなければなりません。

二元代表制の一翼を担う議会として、しっかりと行政と対峙し、その役割を充分果たすためには、議会事務局の体制強化も必須の要件です。特に過疎化が進行する小規模自治体議会議員の専従状況を考慮すると、行政側と比較し、まともに討議をする体制となっていないとは言えず、事務局に依存する度合いが高くなっている。しかし、財政悪化の状況下では、経常経費で大きなウェイトを占める人件費の抑制が課題となり、厳しい職員定数管理のもと、議会事務局の人員増は、全く不可能であり逆に削減を求められている状況にある。

地方分権改革が進行する中での議会の役割は拡大し、責任も重くなります。事務局の人的体制(質量的)が課題であり、上部関連団体と連携して引き続き強く訴えていかなければなりません。福島町の議会事務局体制は、正職員(事務局長、総括主査、主事)3 名、臨時職員(会議録反訳委託にかえた)1 名の計 4 名であり、監査委員事務局を兼務しているが、同規模の町村議会事務局としては平均を上回る状況にある。4 月の人事交流で、行政側の企画・財政を経験した総括主査、町の基幹産業である水産漁業を担当してきた主事を迎え、「開かれた議会づくり」のスタートから関わり苦労してきた事務局長を中心に「町民が実感できる政策を提言する議会」の実現に向けた体制ができたのではないかと考えております。勿論まだまだ充分ではありませんが、私自身の議員生活の中で一番充実した事務局体制であるとも考えております。

常識に疑いを持つ事から

議会・議員に関するテレビや新聞の報道は、相変わらず悪い事ばかりで、頑張って活躍しているという話は殆どない。公共事業への不当介入、政務調査費の悪用等々、批判されて当然の醜態が続き、結果、いつまでもたっても住民の信頼は回復されず、議会活動に対する疑心暗鬼は払拭されず、「議員定数削減」、「議員報酬削減」の声は収まらず、「議会不用論」まで出てくることになってしまう。長い年月をかけて定着した悪しき慣習は、改革しようとする議員の自律心を育てる事無く、利益誘導を期待する企業・住民に迎合し、行政の追認機関に

甘んじ、改善できずに蔓延した状況が長く続く結果となってしまう。慢性化した体質は、相当の覚悟を決め時間をかけて真剣に取り組まなければ治癒できない難病で、一朝一夕で改善することはできない。議会改革へ真面目に、真剣に取り組む挑戦しても大きな抵抗を受け遅々として進まずその得体のしれない壁を破ることができない状況がまだまだ続いている。この事は、背景は多少違いますが、実際に「開かれた議会」を目標に議会改革に取り組んできた実感でもあります。

長く続いた自民党政権が崩壊、地方分権を重視する新しい政権が誕生、分権改革が進みより一層厳しい対応を要求される事も予測されます。地方分権時代にあつての地方制度は、画一的なものではなく、地方自治体にとっての選択肢を可能な限り多く設定することに意義があると思いますが、じっと受身で待つのではなく自ら主体的に、完全な自治体として「自由と責任」を持った真の地方政府を目指した改革を覚悟し、議会・議員としても、今なすべきこと・できることは、すぐにでも実行しておかなければなりません。

行政・議会という超保守的な組織を改革することはまだまだ至難の業ですが、自分を変えることは可能だと思います。議員として、まずは、「行政・議会そして自分(議員)の常識に疑いを持つこと」から始める事を提案します。